



あしやの 高齢者福祉と介護保険

平成29年度版



芦屋市福祉部高齢介護課



住み慣れた地域で いきいきと過ごすために

地域に身近な相談窓口

高齢者生活支援センター

地域にお住まいの高齢者の総合相談をお受けする窓口です。

高齢者のためのサービス

介護保険制度

介護保険制度では次の2つのサービスがあります。

- 介護を予防するサービス
- 介護を必要とするかたのサービス

介護保険制度以外のサービス

介護保険制度以外の高齢者に対するサービスがあります。

介護を予防する

介護予防事業

高齢者になっても、いつまでも元気に暮らしたい、その実現のための介護予防サービスです。

介護保険の要支援認定を受けたかたの介護予防サービス

要介護状態となることを予防したり、要支援状態になっても、状態の改善や要介護状態への進行を防止するサービスです。

介護が必要になっても

介護サービス

介護を必要とする状態になっても、いつまでも住み慣れた地域で生活できるようにサポートするため、介護サービスがあります。

状態の進行等によって、在宅生活が困難となられた場合は、施設サービスがあります。

※掲載している内容については、
今後見直される場合があります。

もくじ

住み慣れた地域でいきいきと過ごすために

地域包括ケアシステムとは……………	2
地域発信型ネットワーク……………	4
高齢者の総合相談窓口 (高齢者生活支援センター)……………	5
サービス利用の仕組み……………	7
要介護認定の流れ……………	8
総合事業サービス……………	10
および介護予防サービス(予防給付)について	
総合事業のサービスの種類と費用……………	12
介護予防サービスの種類と費用	
介護サービス(介護給付)について……………	16
介護サービスの種類と費用……………	17
市特別給付事業……………	23
医療費控除と障害者控除……………	24
居住費(滞在費)・食費のめやす……………	25
利用者負担のめやす……………	26
利用者負担が高額になったとき……………	27
介護保険料……………	30
第1号被保険者……………	31
(65歳以上のかた)の保険料	
認知症について……………	35
高齢者のための一般介護予防事業……………	37
さわやか教室(介護予防教室)……………	38
高齢者のためのサービス……………	40
老人ホームの案内……………	52
介護保険施設……………	53
地域密着型サービス……………	54
権利擁護支援センター……………	56
苦情相談について	

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービス利用
の仕組み

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

■ 地域包括ケアシステムとは

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービスの
仕組み

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

～いつまでも自分らしく生きがいを持って暮らすために～

地域で活動・交流することにより、見守りや助け合いが生まれ、
また介護予防にもなります。

まずは、気軽に自分のできること、してみたいことから始めましょう！



みなさん—
「どのように暮
大切に

元気に暮らすために…

予 防

○体操等を行う通いの場、介護予防教室、老人クラブ・自治会・ボランティア活動への参加など

【具体的な取組】

- 自主グループヘルパーを派遣 (P.37)
- ひとり一役活動の推進 (P.37)
- 介護予防教室の充実 (P.38)
- 高齢者の生きがいサービスの充実 (P.48～51)

通院が難しくなれば、在宅で医療を受けたり、入院することも考えます。
在宅医療のご相談は、かかりつけ医やケアマネジャーなどへ。



病気になっても…

医 療

○かかりつけ医等への通院や在宅での医療など

【具体的な取組】

- 在宅医療・介護連携支援センターの設置
- 歯科医師等による訪問治療 (P.51)



住

【具体的な取組】

- 在宅での暮らしの支援を充実(緊急通報システムの普及) (P.42)
- 住宅環境の整備(自宅のバリアフリー化) (P.46～47)
- 多様な住まいの確保 (P.41,52)

認知症初期集中支援チーム
医療・福祉職による専門のチームが
短期集中的に支援を実施
(P.36)

芦屋市では重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築をすすめています。

一人一人の「**住みたいか**」をします。

まい

- 自宅に生き続けるための工夫
- 高齢者向け住宅への住み替え

地域発信型ネットワーク

住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らせるまちをめざし、小学校区単位から会議を開催し、地域の課題を把握し、解決・支援する。(P.4)

高齢者生活支援センター

高齢者やその家族の相談対応、自立支援サービスのコーディネーター (P.6)

ケアマネジャー

高齢者やその家族の相談対応、自立支援サービスのコーディネーター



手助けが必要になっても…

生活支援

- 住民主体による助け合い活動、見守りなど
- 生活支援サービス(買い物、調理、洗濯、掃除等)の提供

【具体的な取組】

- 地域支え合い推進員による住民主体の助け合い活動の発掘・育成支援 (P.4)
- 生活支援型訪問サービスの提供 (P.12)
- 生活支援の担い手養成
- 高齢者のためのサービス(治療食の配食、日常生活用具給付など) (P.40、41)



介護が必要になっても…

介護

- 自宅や施設などでの専門職による介護(介護予防)サービス

【具体的な取組】

- 訪問系、通所系、短期入所系サービスなどの在宅サービス (P.12、13、17、18)
- 介護老人保健施設、特別養護老人ホームなどの施設サービス (P.52、53)
- 福祉用具貸与・販売や住宅改修などの住環境整備 (P.14、19)
- 地域密着型サービスなどの整備 (P.15、21、22)
- 認知症等施策の充実 (P.35、36、43、44)
- 家族介護のためのサービス (P.45)

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービスの
仕組み

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

地域発信型ネットワーク

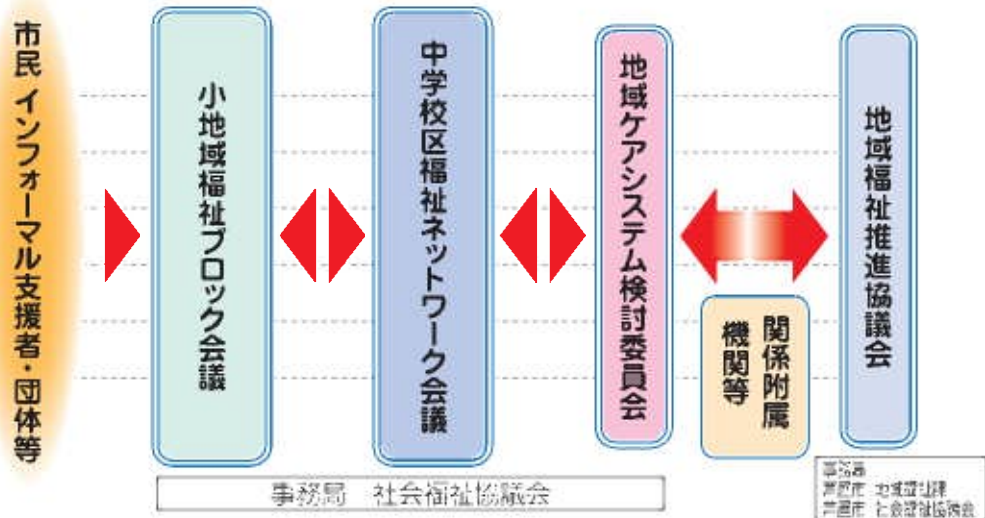
地域の課題を解決するしくみ

地域包括
ケアシステム

●本市では、自治会や地区福祉委員会などをはじめとする地域に根ざした組織や、ボランティア・NPO等の有志の団体を通じて、市民による様々な地域福祉活動が行われています。地域の取組と専門職や事業者などが効果的に連携できるよう「地域発信型ネットワーク」を構築し、地域の状況に応じた取組が進んでいます。

地域発信型ネットワークの概念図(平成28年度現在)

(理念)だれもがその人らしく住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らせるまちをめざす



■小地域福祉ブロック会議

小学校区内の自治会、マンションの管理組合、子ども会、民生委員・児童委員、福祉推進委員等や各種福祉活動関係者で構成され、ネットワークを活用した具体的な地域づくりの活動を行います。

■中学校区福祉ネットワーク会議

各小地域福祉ブロック会議代表者と各種専門機関の中学校区代表者で構成され、圏域における福祉課題の共有、検討、集約を行います。また、「地域ケア会議」や「自立支援協議会実務者会」、「要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議」とも連動しています。

■地域ケアシステム検討委員会

各会議間のコーディネートや所属機関の実務への

反映、施策化の検討を行うとともに、ネットワーク全体の進捗管理と評価を行います。

■関係附属機関等

法律等に基づいて設置する附属機関等である「地域包括支援センター運営協議会」、「地域高齢型サービス運営委員会」、「自立支援協議会」、「要保護児童対策地域協議会」、「生活困窮者自立支援推進協議会」と「権利擁護支援システム推進委員会」を、地域発信型ネットワークに位置づけています。

■地域福祉推進協議会

医療・保健・福祉の総合調整を行うとともに、システム全体の運営における基本方針や福祉施策への反映に関する協議を行います。

地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)

地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)は、地域での助け合い活動の仕組みの構築や住民主体の取組の推進など住民の方々をサポートする役割を担っています。

右記の各担当地域に配置し、地域の資源(公的・民間サービスや地域の活動・居場所など)やニーズを収集し、必要な地域資源の開発を目指しています。その他、地域活動の担い手の支援、担い手として活動する場の確保の支援など行っています。

担当地域	連絡先
市内全域担当	芦屋ハートフル福祉公社 ☎34-6711
朝日ヶ丘・岩園小学校区担当	あしや聖徳園 ☎32-7552
山手小学校区担当	アクティブライフ山芦屋 ☎25-7681
精道中学校区担当	かんでん福祉事業団 ☎35-8341
潮見中学校区担当	あしや喜楽苑 ☎34-9287

相談窓口

サービスの
仕組み

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

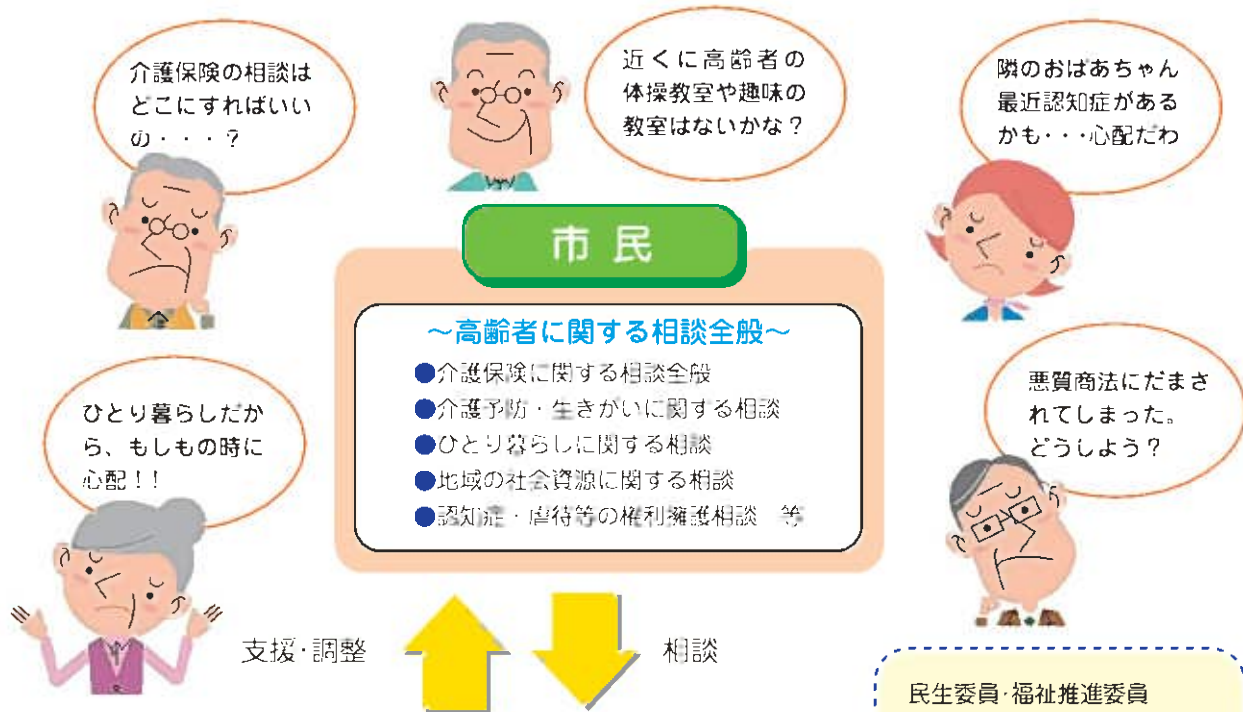
苦情・相談
について

高齢者の総合相談窓口（高齢者生活支援センター）

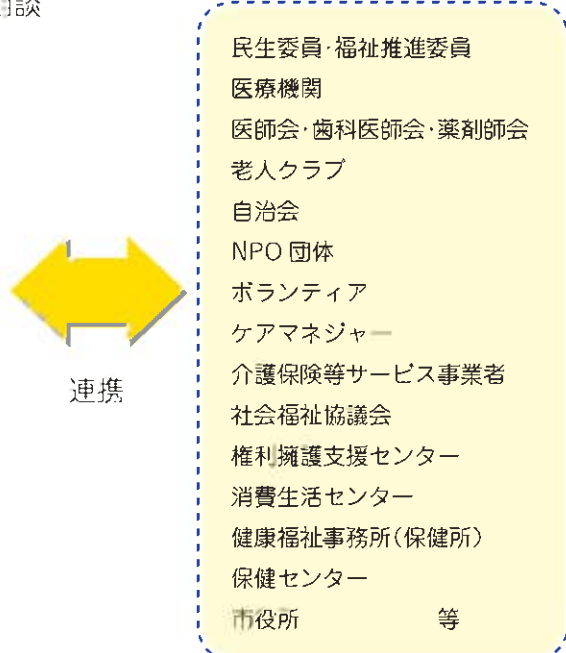
ご存知ですか？あなたのまちの高齢者生活支援センター
（地域包括支援センター）

高齢者生活支援センターは…

困ったときの身近な高齢者総合相談窓口です。
地域の高齢者への総合的な支援を行います。



どんなことでも結構です。
高齢者生活支援センターまでご相談ください。



地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービス利用
の仕組み

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

お住まいの地域の 高齢者生活支援センター

※お住まいの地域により、小学校区、又は中学校区の高齢者生活支援センターが連携を図り、相談・支援にあたります。

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービスの利用
の仕組み

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について



① 東山手高齢者生活支援センター
朝日ヶ丘町 39-20
和風園内
担当：朝日ヶ丘・岩園小学校区
TEL:32-7552(直通)
FAX:32-5510

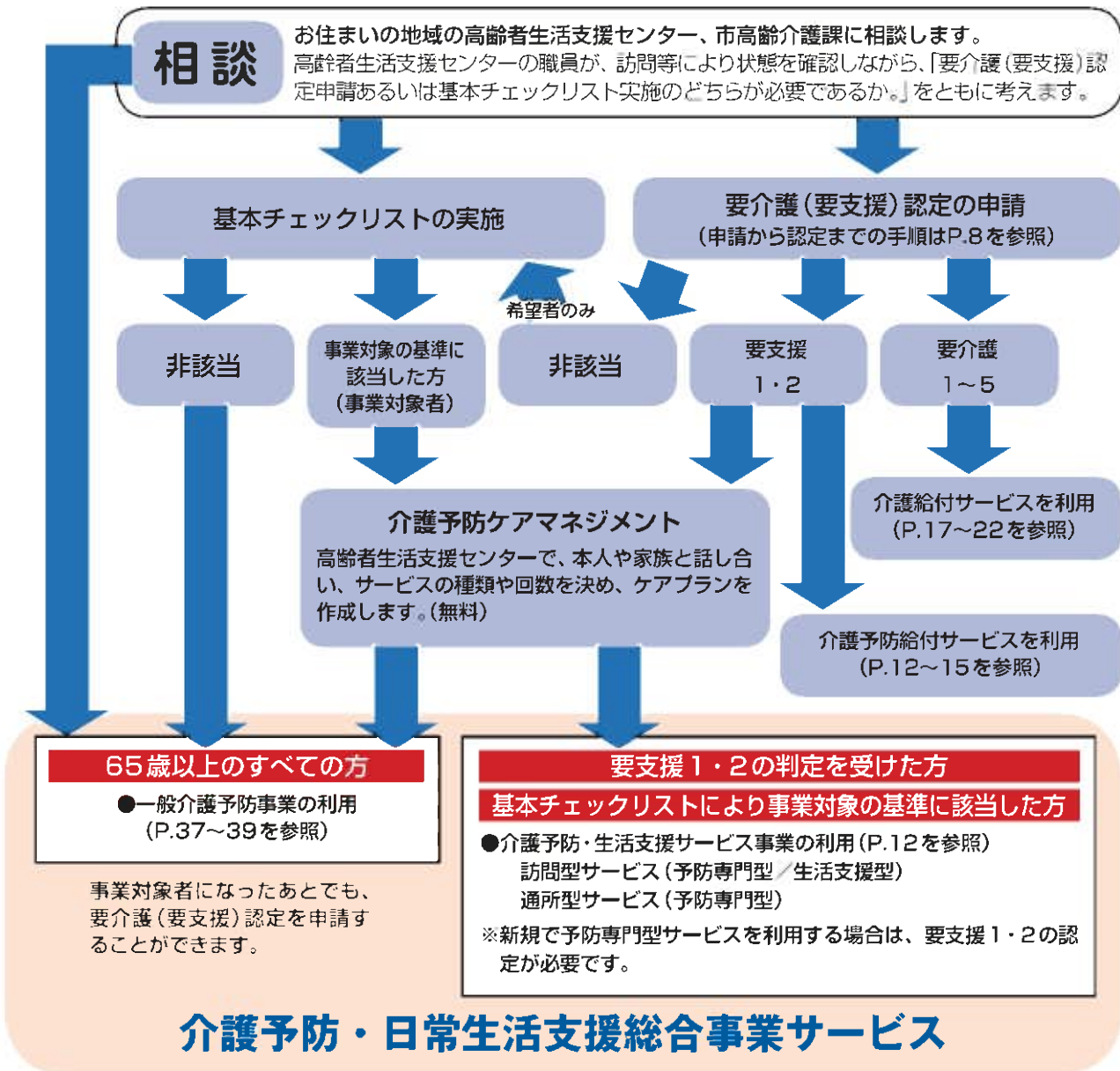
② 西山手高齢者生活支援センター
山芦屋町 9-18
アクティブライフ山芦屋内
担当：山手小学校区
TEL:25-7681(直通)
25-7100
FAX:25-7687

③ 精道高齢者生活支援センター
呉川町 14-9
保健福祉センター内
担当：精道中学校区
TEL:34-6711(直通)
FAX:31-0674

④ 潮見高齢者生活支援センター
潮見町 31-1
あしや喜楽苑内
担当：潮見中学校区
TEL:34-4165(直通)
34-9287
FAX:31-3714

サービス利用の仕組み

65歳以上のすべての方
【要介護(要支援)認定に関しては40歳以上の方も含みます。】



介護保険制度以外のサービス

- ひとり暮らし・高齢者世帯のかたのサービス、緊急通報システム、配食サービス等 ⇒P.40~42
- 寝たきり・認知症のかたのサービス等、理美容・寝具乾燥、成年後見制度等 ⇒P.43, 44
- 家族介護のためのサービス等、家族介護用品支給事業等 ⇒P.45~47
- 高齢者の生きがいサービス等、高齢者バス運賃助成、老人クラブ等 ⇒P.48~51
- その他のサービス、訪問指導他 ⇒P.51

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービス利用
の仕組み

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

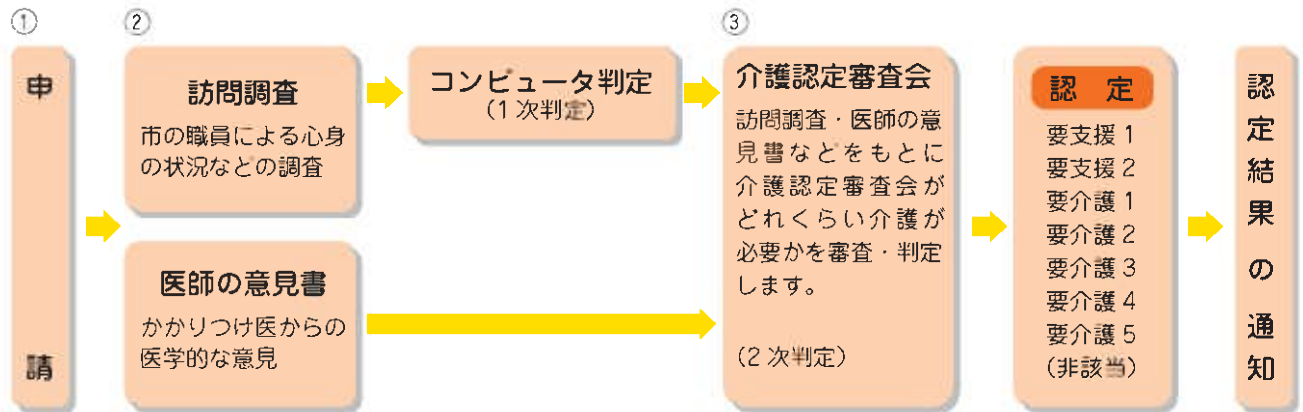
介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

要介護認定の流れ



申請

①地域の高齢者生活支援センターにご相談下さい。→P.6

高齢者生活支援センターの職員が、芦屋市への申請を代行します。

ご本人やご家族が市役所の介護保険相談窓口にて、直接申請することも可能です。

【申請に必要な書類】

- ・介護保険費介護認定・要支援認定申請書（高齢介護課窓口、高齢者生活支援センターにあります）
- ・介護保険被保険者証（65歳以上のかた）
- ・加入している医療保険の被保険者証の写し（40歳から64歳のかた）

※申請時に介護保険被保険者証をお預かりし、被保険者証に代わるものとして、介護保険資格者証をお渡しします。要介護度の認定結果の通知が届くまでは大切に保管しておいてください。

訪問調査と審査

②訪問調査

市の職員等が自宅を訪問し、心身の状況について本人や家族から聞き取り調査を行います。

調査の結果はコンピュータ処理されたのち、仮の要介護度（1次判定）が判定されます。

③審査・判定（2次判定）

市の依頼により、主治医が傷病や心身の状況を記載した意見書を提出します。1次判定の結果と訪問調査の特記事項、医師の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家で構成する介護認定審査会が、どれくらい介護が必要か（要介護度）心身の状態が改善されるかどうかを審査・判定します。

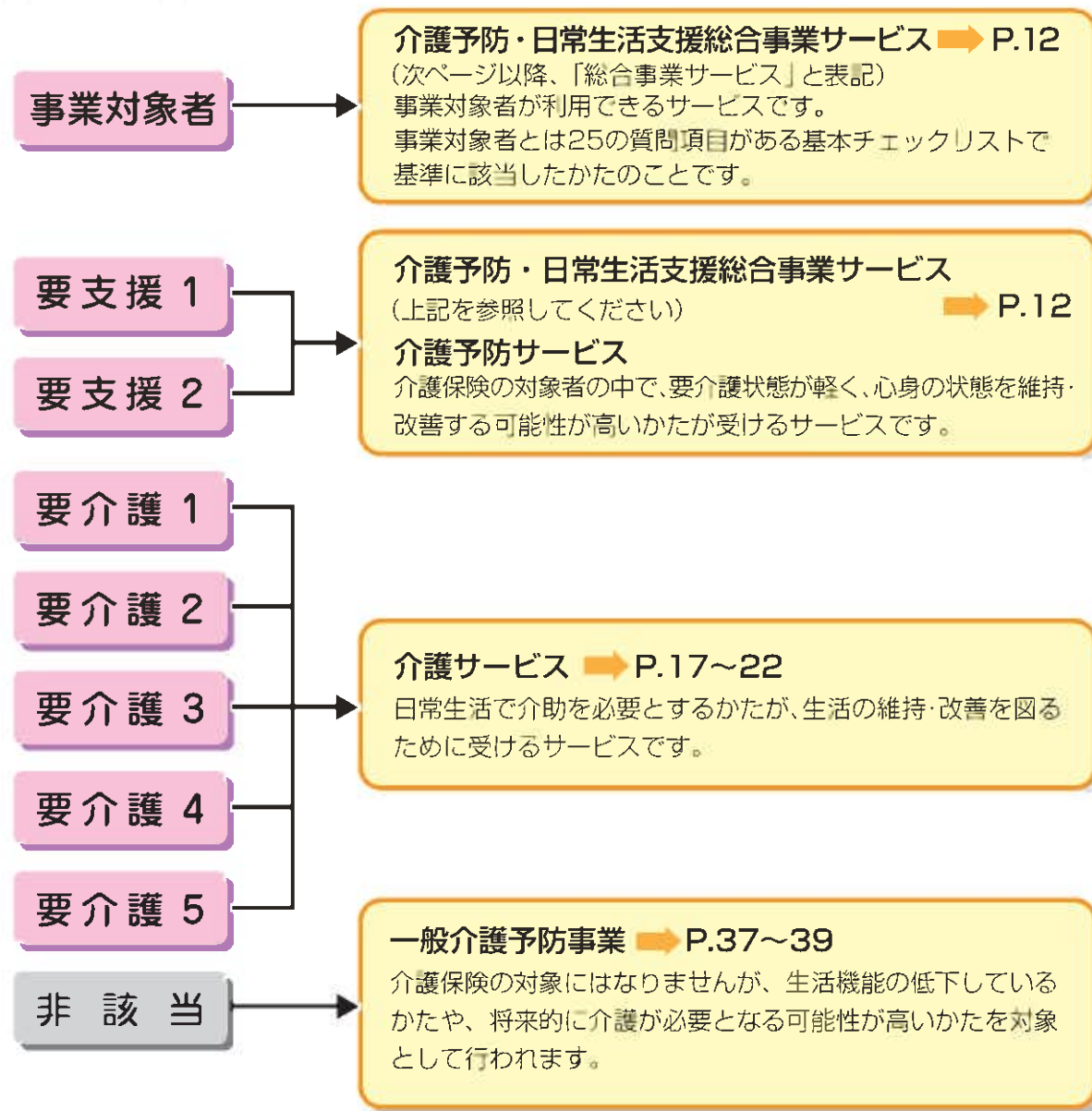


認定結果の通知

介護認定審査会の審査結果にもとづき、介護保険の対象とならない「非該当（自立）」、予防的な対策が必要な「要支援1、2」、介護が必要な「要介護1～5」の区分に分けて認定され、その結果が記載された認定結果通知書と介護保険被保険者証が市から郵送されます。申請から認定結果の通知まで30日程度かかります。

要介護状態区分等に合わせてサービスが利用できます

判定された要介護状態区分に応じて下記のサービスを利用できます。



地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービスの利用
の仕組み

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

被保険者（サービスを利用できるかた）とは…

65歳以上のかた（第1号被保険者）

介護が必要であると認定されたかた
(介護が必要になった原因は問われません)



40歳から64歳のかた（第2号被保険者）

介護保険の対象となる特定疾病が原因で介護が必要と認定されたかた
(介護が必要になった原因となる特定疾病が必要です)



〔特定疾病一覧〕

- 脳萎縮性側索硬化症 ○後縦靭帯骨化症 ○骨折を伴う骨粗しょう症 ○多系統萎縮症 ○初老期における認知症
- 脳血管疾患 ○進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ○閉塞性動脈硬化症 ○関節リウマチ
- 脊髄小脳変性症 ○脊柱管狭窄症 ○早老症 ○糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 慢性閉塞性肺疾患 ○両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）

■ 総合事業サービス および 介護予防サービス(予防給付)について

地域包括
ケアシステム

事業対象者・要支援 1~2 のかたが利用できるサービス

総合事業サービス・介護予防サービスは、事業対象者に該当したかた、要支援 1・要支援 2 と判定されたかたが、サービスを利用することによって、要介護状態への進行を予防し、住み慣れた地域でいつまでも暮らしていくために、「できること」を増やすことを目的として利用するサービスです。

相談窓口

ケアプランの作成(介護予防ケアマネジメント・介護予防支援)

サービスの
仕組み
利用

ケアプランは、高齢者生活支援センターに所属する保健師等や居宅介護支援事業者のケアマネジャーが作成します。保健師等やケアマネジャーは、介護予防の知識を幅広くもった専門家であり、総合事業サービス・介護予防サービスを受けるときの相談を受け、総合事業サービス・介護予防サービスを提供する事業者と調整を図りながら利用者に適したケアプランを作成します。

利用できる
サービス

高齢者生活支援センターの保健師等と相談 / 契約居宅介護支援事業者を選択します。

利用者負担

- お住まいの地域の高齢者生活支援センターの保健師等が訪問します。(注 1)
- 今後の相談や契約の締結や手続きの説明をします。
- 利用者の希望によって、「ケアプラン」の作成事業者を選択することもできます。(注 2)

(注 1) 高齢者生活支援センター (P.5.6参照)

・山手小学校区：西山手高齢者生活支援センター
・朝日ヶ丘・岩園小学校区：東山手高齢者生活支援センター
・精道中学校区：精道高齢者生活支援センター
・湖見中学校区：湖見高齢者生活支援センター

(注 2)

選択することのできる事業者は、ケアマネジャーが所属する居宅介護支援事業者です。

選択された居宅介護支援事業者には、高齢者生活支援センターから依頼します。

保険料

介護予防



ケアプラン(介護予防サービス・支援計画)の作成

一般施策

- 高齢者生活支援センターの保健師等と相談しながら、生活機能の向上のための目標を立て「ケアプラン」を作成します。
- 「ケアプラン」の位置付けた目標に即した「介護予防サービス」「総合事業サービス」を選択します。
- 1 か月あたりのサービス費用等の説明を受けます。

施設
サービス

苦情・相談
について



サービス提供事業者と契約 / サービスの利用開始

- サービスを提供する事業者から、利用手続きや契約についての説明を受けます。
- サービス利用の目標や内容について相談します。
- サービスを利用し、利用料を支払います。



評価・見直し

- おおむね、3か月～1年ごとに目標の達成状況について、高齢者生活支援センターの保健師等とサービス提供事業者で評価します。
- 今後のサービスの利用方法について相談します。
- サービスの継続利用の必要性について相談します。
- 必要に応じて、「ケアプラン」等のサービス内容の見直しを行います。

○サービス利用にあたって○

生活機能の向上のために、通所サービス(予防専門型通所サービス、介護予防通所リハビリテーション)や訪問サービス(生活支援型訪問サービス・予防専門型訪問サービス)を中心とした「ケアプラン」の作成になります。通所サービスの中で、本人の心身等の状況から、「筋力向上」「栄養改善」「口腔ケア」のサービスを選択し、利用することができます。

※新たに事業対象者となった方は、生活支援型訪問サービスのみ利用できます。

通所サービスを中心とした利用例 (原則要支援1・2が必要)

- 閉じこもりがち⇒外出ができるようになりたい
- 栄養のバランスが悪く、食事が偏りがち⇒栄養状態の確認や相談がしたい



☆ケアプラン☆

月曜日：
火曜日：予防専門型通所サービス
水曜日：
木曜日：予防専門型通所サービス
金曜日：

訪問サービスを中心とした利用例

- 体の状態等から筋力トレーニングなどはなじまない、でも、自宅で家事等が一人で行えるようになりたい



☆ケアプラン☆

月曜日：生活支援型訪問サービス
火曜日：
水曜日：生活支援型訪問サービス
木曜日：
金曜日：

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービスの
仕組み
利用

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

総合事業のサービスの種類と費用 介護予防サービスの種類と費用

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービスの
仕組み

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談

要介護状態等区分

1月あたりの支給限度額のめやす

自己負担額

事業対象者	50,030円	左記の支給限度額内で 利用したサービスに要した 費用の1割または2割を負担
要支援1	50,030円	
要支援2	104,730円	

※要介護状態区分別に、保険から給付される上限額(支給限度額)が決められています。
※下記の【自己負担の目安】は、1割負担の場合の金額です。

総合事業サービス

※事業対象者だけでなく、要支援1・2の方も利用できます。
※新規で予防専門型訪問サービス・予防専門型通所サービスを利用する場合は、要支援1・2の認定が必要です。

●訪問型サービス(ホームヘルプ)

予防専門型訪問サービス

ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護(食事や入浴の介助)、生活援助(買い物、調理、洗濯、掃除等)を行います。

【自己負担の目安】

- 週1回程度の利用 : 1,291円/月
- 週2回程度の利用 : 2,581円/月
- 週2回程度を超える利用(要支援2のみ): 4,093円/月

生活支援型訪問サービス

市が定める研修を受けた者等が訪問し、生活援助(買い物、調理、洗濯、掃除等)を行います。

【サービス提供時間: 45分から60分】

【自己負担の目安】

- 週1回程度の利用(月5回まで) : 221円/回
- 週2回程度の利用(月10回まで) : 221円/回

●通所型サービス(デイサービス)

予防専門型通所サービス

通所介護施設(デイサービスセンター)で、食事のサービスや生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを日帰りで受けられます。

【自己負担の目安】

- 要支援1・事業対象者 : 1,759円/月
 - 要支援2 : 3,607円/月
- ※食費は別途自己負担となります。

※予防専門型通所サービスを利用されるかたは、本人の状態に応じて、以下のメニューを選択し、介護予防サービスを利用することができます。

【自己負担の目安】

- 運動器の機能向上 : 241円/月
- 栄養改善 : 161円/月
- 口腔機能の向上(口腔ケア) : 161円/月
- 生活機能向上グループ活動 : 107円/月

介護予防サービス

●訪問系サービス

介護予防訪問入浴介護

入浴車等で家庭を訪問し、看護職員と介護職員が入浴介護を行います。
※感染症等の理由により通所での入浴が困難な等が利用対象。

【自己負担の目安】

- 922円/回

介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

【自己負担の目安】

- 327円/回

介護予防訪問看護

看護師等が自宅を訪問し、主治医との連携を取りながら療養生活を支援します。

【自己負担の目安】30分から1時間未満の場合

- 訪問看護ステーション : 900円/回
- 病院又は診療所 : 627円/回

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の指導や助言を行います。

【自己負担の目安】

- 医師、歯科医師 : 503円/回
- 薬剤師 : 503円/回
- 管理栄養士 : 533円/回
- 歯科衛生士 : 352円/回

●通所系サービス

介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設等で、食事や入浴、リハビリテーションの基本的なサービスのほかに、本人の状態に応じて、介護予防のサービスを選択し利用します。

【自己負担の目安】

- 要支援1 : 1,963円/月
 - 要支援2 : 4,024円/月
- ※食費は別途自己負担となります。

※介護予防通所リハビリテーションを利用される方は、本人の状態に応じて、以下のメニューを選択し、介護予防サービスを利用することができます。

【自己負担の目安】

- 運動器の機能向上 : 244円/月
- 栄養改善 : 163円/月
- 口腔機能の向上（口腔ケア） : 163円/月

●短期入所系サービス（施設に短期間入所するサービス）

介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などのサービスを利用します。

【自己負担の目安】併設型、多床室の場合

- 要支援1 : 513円/日
- 要支援2 : 630円/日

※費用は施設の種類によって異なります。
※滞在費・食費は別途自己負担となります。

介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設等に短期間入所して、介護や機能訓練などのサービスを利用します。

【自己負担の目安】介護老人保健施設、多床室の場合

- 要支援1 : 650円/日
- 要支援2 : 814円/日

※費用は施設の種類によって異なります。
※滞在費・食費は別途自己負担となります。



地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービスの
仕組み

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

その他のサービス(生活環境を整え暮らしを支えるサービス)

介護予防福祉用具貸与

身体機能が低下し日常生活に支障があり、自立した生活のために福祉用具が必要な場合は、福祉用具の貸与を受けることができます。

【対象となる貸与種目】

- ①車いす ②車いす付属品(クッション等) ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品(サイドレール等) ⑤床ずれ防止用具
⑥体位変換器 ⑦手すり(工事不要のもの) ⑧スロープ(工事不要のもの) ⑨歩行器 ⑩歩行補助つえ
⑪認知症老人徘徊感知機器 ⑫移動用リフト(つり具の部分を除く) ⑬自動排泄処理装置
※①～⑥及び⑪～⑫は、原則として要介護2以上、⑬は要介護4以上のかたが対象。

【自己負担】

- 月々のレンタル料の1割または2割 ※在宅サービスの支給限度額内での利用です。

特定介護予防福祉用具販売

身体機能が低下し日常生活に支障があり、自立した生活のために福祉用具が必要な場合に、貸与になじまない排泄や入浴に使用する特定福祉用具を購入する費用を給付します。

【支給対象の種目】

- ①腰掛便座 ②自動排泄処理装置の交換可能部品 ③入浴補助用具 ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具の部分

【費用と自己負担】

- 同一年度につき、10万円を上限に費用の1割または2割
※購入する前に必ず高齢者生活支援センター職員やケアマネジャーと相談してください。

介護予防住宅改修費の支給

身体機能が低下し日常生活に支障があり、住環境の整備が必要な場合に、既存住宅を改修する費用を給付します。

【支給対象となる工事の種類】

- ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他これらの工事に付帯して必要な工事

【費用と自己負担】

- 20万円を上限に費用の1割または2割
※事前の申請が必要です。※改修する前に必ず高齢者生活支援センター職員やケアマネジャーと相談してください。
※20万円を超える工事が必要な場合、P.47の住宅改造費助成事業を併せて使える場合があります。(原則1回限りの支給です)

その他のサービス(施設で在宅に近い暮らしをするサービス)

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等へ入居し、食事や入浴などのサービスが受けられます。

【自己負担の目安】

- 要支援1：192円/日
●要支援2：329円/日
※家賃・食費等は別途自己負担となります。

地域密着型サービス

介護予防認知症対応型通所介護

認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、入浴サービスや食事の提供、機能訓練などを受けます。

【自己負担の目安】

(3～5 時間) (5～7 時間) (7～9 時間)

- 要支援 1 482 円/回 729 円/回 830 円/回
 - 要支援 2 535 円/回 814 円/回 926 円/回
- ※費用は事業所の種類やサービス内容によって異なります。
※食費は別途自己負担となります。

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービス利用
の仕組み

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けます。

【自己負担の目安】

- 要支援 1： 3,686 円/月
 - 要支援 2： 7,448 円/月
- ※食費・宿泊費等は別途自己負担となります。

介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、日常生活上の世話や機能訓練などを受けます。(認知症高齢者グループホーム)

【自己負担の目安】

- 要支援 2： 794 円/日
- ※この他に家賃・食費・光熱水費・運営管理費などが必要ですが、事業所によって金額が異なります。

利用者の自宅



在宅生活の支援

様態や希望により
「訪問」

小規模多機能型居宅介護事業所

「訪問」(人員配置は固定せず、
柔軟な業務遂行を可能に)

「通い」を中心とした利用

様態や希望により「泊まり」

地域に開かれた透明な運営サービス水準・職員の資質の確保

管理者等の研修
外部評価・情報開示

地域の他のケア資源や
高齢者生活支援センターとの連携

- 「通い」利用者は 15 名程度
- 1 事業所の登録者は 25 名程度
- 「泊まり」は「通い」の利用者に限定
- 「泊まり」の利用は 5～9 名程度
- どのサービスを利用しても、なじみの職員によるサービスが受けられる

■ 介護サービス（介護給付）について

要介護 1～5 のかたが利用できるサービス

ケアプランの作成（居宅介護支援）

ケアプランは、居宅介護支援事業者に所属するケアマネジャー（介護支援専門員）が作成します。ケアマネジャーは介護の知識を幅広くもった専門家であり、介護サービスを利用するときの相談を受け、サービス提供事業者と調整を図りながら利用者に適したケアプランを作成します。

居宅介護支援事業者の選択

- ケアプランの作成を依頼する居宅介護支援事業者を選択します。



居宅介護支援事業者から訪問

- 選択された居宅介護支援事業者に所属するケアマネジャー（介護支援専門員）が自宅を訪問します。



居宅介護支援事業者と契約

- 居宅介護支援にかかる契約を結びます。
- ケアプランの作成を居宅介護支援事業者に依頼したことを市へ届けるための書類に記入します。
（事業者を通じて市へ提出します）



ケアプラン（居宅サービス計画）の作成

- ケアマネジャーが本人の心身の状態・生活環境・要望などを把握し、ケアプランの原案を作成します。
- ケアマネジャーは原案をもとに、本人、家族、サービス担当者と検討し、ケアプランをまとめます。



サービス提供事業者と契約

- ケアプランに位置付けられた、介護サービスを行う事業者と契約を結びます。



サービスの利用開始

- ケアプランに基づいて、在宅サービスを利用します。
※施設に入所する場合は、希望する施設へ直接申し込んで契約し、その施設内のケアマネジャーが作成したケアプランに基づいて、施設サービスを利用します。

ケアプランは自分で作成することもできます。

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービスの
仕組み
利用

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

■ 介護サービスの種類と費用

在宅サービス

要介護状態区分	1月あたりの支給限度額のめやす	自己負担額
要介護 1	166,920 円	左記の支給限度額内で 利用したサービスに要した 費用の 1 割または 2 割を負担
要介護 2	196,160 円	
要介護 3	269,310 円	
要介護 4	308,060 円	
要介護 5	360,650 円	

※要介護状態区分別に、保険から給付される上限額(支給限度額)が決められています。
※下記の【自己負担の目安】は、1割負担の場合の金額です。

訪問系サービス(自宅で利用するサービス)

訪問介護

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴等の身の回りの世話や、掃除や調理などの生活援助を行います。通院などのための乗降介助も利用することが出来ます。

【自己負担の目安】

- 身体介護中心： 429 円/回
(30分から1時間未満の場合)
- 生活援助中心： 249 円/回(45分以上の場合)
- 通院等の乗車・降車(片道)： 108 円/回
※移送にかかる費用は別途自己負担となります。

訪問看護

看護師等が自宅を訪問し、主治医の指示のもとに療養生活を支援します。

【自己負担の目安】 30分から1時間未満の場合

- 訪問看護ステーション： 900 円/回
- 病院又は診療所： 627 円/回



訪問入浴介護

入浴車等で家庭を訪問し、看護職員と介護職員が入浴介護を行います。

【自己負担の目安】

- 1,364 円/回

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

【自己負担の目安】

- 327 円/回

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の指導や管理を行います。

【自己負担の目安】

- 医師、歯科医師： 503 円/回
- 薬剤師： 503 円/回
- 管理栄養士： 533 円/回
- 歯科衛生士： 352 円/回

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービスの
仕組み

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

通所系サービス(施設などに通って利用するサービス)

通所介護

定員 19 名以上のデイサービスセンターで、食事や入浴等の介護その他日常生活上の世話と、機能訓練などを受けます。

【自己負担の目安】 5～7 時間未満の場合

- 要介護 1： 685 円/回
- 要介護 2： 809 円/回
- 要介護 3： 934 円/回
- 要介護 4： 1,058 円/回
- 要介護 5： 1,183 円/回

※費用は事業所の規模やサービス内容によって異なります。
※食費は別途自己負担となります。

通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院等に通り、リハビリを受けます。入浴サービスや食事の提供なども受けることができます。

【自己負担の目安】 6～8 時間未満の場合

- 要介護 1： 787 円/回
- 要介護 2： 948 円/回
- 要介護 3： 1,107 円/回
- 要介護 4： 1,271 円/回
- 要介護 5： 1,431 円/回

※費用は事業所の規模やサービス内容によって異なります。
※食費は別途自己負担となります。



短期入所系サービス(施設に短期間入所するサービス)

短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の世話や機能訓練を受けます。

【自己負担の目安】 併設型、多床室の場合

- 要介護 1： 700 円/日
- 要介護 2： 773 円/日
- 要介護 3： 846 円/日
- 要介護 4： 919 円/日
- 要介護 5： 989 円/日

※費用は施設の種類によって異なります。
※滞在費・食費は別途自己負担となります。

短期入所療養介護

介護老人保健施設や病院などに短期間入所し、看護、医学的管理のもとに介護や機能訓練、日常生活上の世話を受けます。

【自己負担の目安】 介護老人保健施設、多床室の場合

- 要介護 1： 879 円/日
- 要介護 2： 931 円/日
- 要介護 3： 996 円/日
- 要介護 4： 1,050 円/日
- 要介護 5： 1,107 円/日

※費用は施設の種類によって異なります。
※滞在費・食費は別途自己負担となります。

その他のサービス(生活環境を整え暮らしを支えるサービス)

福祉用具貸与

身体機能が低下し日常生活に支障があり、自立した生活のために福祉用具が必要な場合は、福祉用具の貸与を受けることができます。

【対象となる貸与種目】

- ①車いす ②車いす付属品(クッション等) ③特殊寝台
④特殊寝台付属品(サイドレール等) ⑤床ずれ防止用具
⑥体位変換器 ⑦手すり(工事不要のもの) ⑧スロープ(工事不要のもの) ⑨歩行器 ⑩歩行補助つえ ⑪認知症老人徘徊感知機器 ⑫移動用リフト(つり具の部分を除く)
⑬自動排泄処理装置

※①～⑥及び⑪～⑬は、原則として要介護2以上、⑩要介護4以上のかたが対象。

【自己負担】

- 月々のレンタル料の1割または2割
※在宅サービスの支給限度額内での利用です。

特定福祉用具販売

身体機能が低下し日常生活に支障があり、自立した生活のために福祉用具が必要な場合に、貸与にじまない排泄や入浴に使用する特定福祉用具を購入する費用を給付します。

【支給対象の種目】

- ①腰掛便座 ②自動排泄処理装置の交換可能部品 ③入浴補助用具
④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具の部分

【費用と自己負担】

- 同一年度につき10万円を上限に費用の1割または2割
※購入する前に必ずケアマネジャー等と相談してください。

住宅改修費の支給

身体機能が低下し日常生活に支障があり、住環境の整備が必要な場合に、既存住宅を改修する費用を給付します。

【支給対象となる工事の種類】

- ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他これらの工事に付帯して必要な工事

【費用と自己負担】

- 20万円を上限に費用の1割または2割
※事前の申請が必要です。 ※改修する前に必ずケアマネジャーと相談してください。
※20万円を超える工事が必要な場合、P.47の住宅改修費助成事業を併せて使える場合があります。(原則1回限りの支給です)

その他のサービス(施設で在宅に近い暮らしをするサービス)

特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等へ入居し、日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話などを受けます。

【自己負担の目安】

- 要介護1： 570円/日
●要介護2： 638円/日
●要介護3： 712円/日
●要介護4： 780円/日
●要介護5： 853円/日

※この他に家賃・食費・光熱水費・運営管理費などが必要ですが、事業所によって金額が異なります。

施設サービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常時の介護を必要とし、居宅で介護を受けることが困難なかが入所し、日常生活の世話や機能訓練、健康管理、療養上の世話を受けます。

【自己負担の目安】

- 要介護1： 635円/日
- 要介護2： 706円/日
- 要介護3： 779円/日
- 要介護4： 851円/日
- 要介護5： 920円/日

※居住費、食費、日常生活費などは別途自己負担となります。
※原則として要介護3以上の方が入所可能です。なお、要介護1・2の方であっても、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が困難な方については、特例的に入所できる場合があります。

介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定期にあるかたが入所し、看護、医学的管理のもとにおける介護や機能訓練、日常生活上の世話を受けます。

【自己負担の目安】

- 要介護1： 821円/日
- 要介護2： 872円/日
- 要介護3： 937円/日
- 要介護4： 992円/日
- 要介護5： 1,048円/日

※居住費、食費、日常生活費などは別途自己負担となります。

介護療養型医療施設(療養病床)

病状が安定期にあるかたが入所し、療養上の管理看護、医学的管理のもとにおける介護や機能訓練を受けます。

【自己負担の目安】

- 要介護1： 796円/日
- 要介護2： 906円/日
- 要介護3： 1,144円/日
- 要介護4： 1,246円/日
- 要介護5： 1,336円/日

※居住費、食費、日常生活費などは別途自己負担となります。

兵庫県下(神戸市を除く)の介護老人福祉施設の入所申込方法等

兵庫県(神戸市を除く)の介護老人福祉施設では、入所を真に必要とするかたが速やかに入所できるよう、各施設において入所の必要性や緊急性を総合的に評価し、入所調整を決定するための指針としての「入所コーディネートマニュアル」に基づき、順位決定を行います。

【申込方法等】

- ①入所に先立ち、担当のケアマネジャーや地域の高齢者生活支援センター、入所希望の施設での相談を行います。
- ②所定の入所申込書・調査票を記入し、希望施設に提出します。
- ③各施設の「入所判定委員会」で評価し、入所希望の優先順位の決定を行います。

【評価項目】

- ①入所申込者の心身の状況
- ②家族・介護者の介護力
- ③在宅生活の可能性
- ④住環境の状況

地域密着型サービス

認知症や独居の高齢者の増加を踏まえ、高齢者が要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、身近な生活圏域ごとに市がサービスの拠点を整備していきます。

原則として、その市の被保険者のみが利用することができます。

小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けます。利用者は1か所の事業所に登録し、介護サービスを受けます。

【自己負担の目安】

- 要介護1： 11,177円/月
- 要介護2： 16,426円/月
- 要介護3： 23,894円/月
- 要介護4： 26,371円/月
- 要介護5： 29,078円/月

※食費、宿泊費等は別途自己負担となります。

地域密着型特定施設入居者生活介護

小規模（入居定員が29人以下）の介護専用型有料老人ホームに入居し、日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話などを受けます。

【自己負担の目安】

- 特定施設入居者生活介護と同じ
(P.19参照)

認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、日常生活上の世話や機能訓練などを受けます。
(認知症高齢者グループホーム)

【自己負担の目安】

認知症対応型共同生活介護Ⅱの場合

- 要介護1： 798円/日
- 要介護2： 836円/日
- 要介護3： 861円/日
- 要介護4： 878円/日
- 要介護5： 895円/日

※この他に家賃・食費・光熱水費・運営管理費などが必要ですが、事業所によって金額が異なります。

夜間対応型訪問介護

夜間に、定期的な巡回訪問と通報による随時訪問により、介護を受けます。

【自己負担の目安】

- 1,084円/月
- ※巡回訪問と随時訪問は、利用1回ごとに別途費用が必要です。
(巡回訪問407円/回など)

地域密着型通所介護

定員18名以下のデイサービスセンターで、食事や入浴等の介護やその他日常生活上の世話と、機能訓練などを受けます。

【自己負担の目安】5～7時間未満の場合

- 要介護1： 685円/回
- 要介護2： 809円/回
- 要介護3： 934円/回
- 要介護4： 1,058円/回
- 要介護5： 1,183円/回

※費用は事業所の種類やサービス内容によって異なります。
※食費は別途自己負担となります。

認知症対応型通所介護

認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、入浴サービスや食事の提供、機能訓練などを受けます。

【自己負担の目安】

併設型施設5～7時間未満の場合

- 要介護1： 843円/回
- 要介護2： 933円/回
- 要介護3： 1,023円/回
- 要介護4： 1,112円/回
- 要介護5： 1,201円/回

※費用は事業所の種類やサービス内容によって異なります。
※食費は別途自己負担となります。

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービスの
仕組み

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。

1つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型」があります。

訪問看護サービスを行う看護師等がいる事業所の場合

訪問看護サービスを行わない場合

訪問看護サービスを行う場合

【自己負担の目安】

- 要介護1： 6,252円/月
- 要介護2： 11,161円/月
- 要介護3： 18,530円/月
- 要介護4： 23,440円/月
- 要介護5： 28,348円/月

【自己負担の目安】

- 要介護1： 9,122円/月
- 要介護2： 14,252円/月
- 要介護3： 21,753円/月
- 要介護4： 26,817円/月
- 要介護5： 32,486円/月

訪問看護サービスを行う看護師等がない事業所の場合
(別の事業所が連携して訪問看護サービスを実施)

【自己負担の目安】

- | | |
|------------------|------------------|
| ●要介護1： 6,252円/月 | ●要介護4： 23,440円/月 |
| ●要介護2： 11,161円/月 | ●要介護5： 28,348円/月 |
| ●要介護3： 18,530円/月 | |

看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせた、複合型サービスが新しくつくられ、医療的なケアを多く必要とする人が、住み慣れた家や地域で安心して生活することが可能になります。

【自己負担の目安】

- | | |
|------------------|------------------|
| ●要介護1： 13,366円/月 | ●要介護4： 29,816円/月 |
| ●要介護2： 18,702円/月 | ●要介護5： 33,726円/月 |
| ●要介護3： 26,289円/月 | |

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

小規模(入所定員が29人以下)の特別養護老人ホームに入所し、日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話などを受けます。

【自己負担の目安】

- 介護老人福祉施設サービス費と同じ(P.20参照)

※原則として要介護3以上の方が入所可能です。なお、要介護1・2の方であっても、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が困難な方については、特例的に入所できる場合があります。

市特別給付事業

緊急一時保護事業

本人もしくは介護者の緊急時の対応として、介護保険サービスを利用するまでの短期間に限り保護します。

方法としては3種類あります。

①	介護職員（ホームヘルパー）を自宅に派遣し、3日間を限度に自宅で介護を行う。
②	介護保険施設以外の施設で受入可能な場合は、30日間を限度に保護を行う。
③	介護者の長期の疾病等により長期間の保護が必要な場合であって、介護保険サービスを利用した際、介護保険適用外となる期間について特別給付を行う。期間は、保険適用期間と通算して90日間を限度とする。

※自己負担は、サービスに要した費用の1割です。



地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービスの
仕組み

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

医療費控除と障害者控除

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービスの
仕組み
サービス利用

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

介護サービス等の利用に係る医療費控除の取扱いについて

おむつにかかる費用について

- おむつ代について、医療費控除を受ける場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」を確定申告書に添付します。
- 2年目以降、介護保険法に基づく要介護認定にかかる主治医意見書の内容を確認した書類を確定申告書に添付することで足りる場合があります。意見書の記載内容によっては、芦屋市が交付できない場合がありますので、高齢介護課（38-2024）へお問い合わせください。

介護サービスの対価について

- 介護保険サービスについては、医療系のサービスについて医療費控除の対象になるほか、福祉系サービスについても居宅サービス計画に医療系サービスが位置付けられている場合等に、医療費控除の対象となります。
- 医療費控除の額については、各サービス事業所が発行する領収証に記載されています。記載のない場合は、各事業所にご確認ください。

要介護認定者の方の障害者控除の認定について

介護保険で要介護1以上の認定をされた65歳以上のかたは、確定申告等の際に障害者控除を受けることのできる認定書（障害者控除対象者認定書）を交付できる場合がありますので、高齢介護課（38-2044）へご相談ください。

- 申請に必要なもの：
申請者の証明書（保険証等）
申請者の印鑑
要介護認定者の証明書（保険証等）



■ 居住費（滞在費）・食費のめやす

利用者が負担する額は、施設との契約で決まります。

費用は施設によって異なりますが、標準的な費用は次のとおりです。

() 内は月額概算

	居住費（滞在費）		食費
	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設介護療養型医療施設	
ユニット型個室	1,970円/日(6.0万円)	1,970円/日(6.0万円)	1,380円/日 (4.2万円)
ユニット型準個室	1,640円/日(5.0万円)	1,640円/日(5.0万円)	
従来型個室	1,150円/日(3.5万円)	1,640円/日(5.0万円)	
多床室	840円/日(2.6万円)	370円/日(1.1万円)	

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービスの
利用

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

※具体的な費用については、施設にお問い合わせください。

**部屋の
違いは!?**

ユニット型個室 …少数者ごとに共同リビングがある

ユニット型準個室 …少数者ごとに共同リビングがあって、隣室と完全に仕切られていない部屋

従来型個室 …共同リビングがない部屋

多床室(相部屋) …2人以上の部屋

低所得のかたの居住費(滞在費)・食費の軽減

世帯全員が市民税非課税のかたや生活保護を受けておられるかたについては、申請により、施設入所やショートステイに係る居住費(滞在費)・食費の負担が軽減されます。別世帯の配偶者の方が住民税課税者である場合、または預貯金等が一定額(単身 1,000万円、夫婦 2,000万円)を超える場合は、食費・居住費の補助はありません。平成28年8月1日からは、非課税年金も勘案されることとなりました。

軽減対象となる施設・サービス

介護老人福祉施設(特養)、介護老人保健施設(老健)、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設(小規模特養)、短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護 ※デイサービス、デイケアの食費については、軽減の対象になりません。

申請が必要です

高齢介護課へ申請し、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けてください。

「介護保険負担限度額認定証」はサービスを受ける際に、必ず施設に提示してください。

利用者負担段階 () 内は月額概算	居住費(滞在費)の限度額					食費の 限度額
	多床室	従来型 個室 (特養)	従来型 個室 (老健・療養等)	ユニット型 準個室	ユニット型 個室	
第1段階 ・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で世帯 全員が市民税非課税のかた	0円 (0円)	320円 (1.0万円)	490円 (1.5万円)	490円 (1.5万円)	820円 (2.5万円)	300円 (1.0万円)
第2段階 世帯全員が市民税非課税で、本人 の合計所得金額と年金収入額の 合計額が80万円以下のかた	370円 (1.1万円)	420円 (1.3万円)	490円 (1.5万円)	490円 (1.5万円)	820円 (2.5万円)	390円 (1.2万円)
第3段階 世帯全員が市民税非課税で、上記 の第1・第2段階以外のかた	370円 (1.1万円)	820円 (2.5万円)	1,310円 (4.0万円)	1,310円 (4.0万円)	1,310円 (4.0万円)	650円 (2.0万円)
第4段階 上記の第1～第3段階以外のかた	施設との契約額を支払うこととなります。					

○利用者負担第4段階の場合でも、高齢夫婦世帯等で一方のかたが施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、残された配偶者等が在宅での生計が困難になるような場合には、一定の条件を満たせば、利用者負担第3段階の負担限度額が適用される特別措置があります。高齢介護課へご相談ください。

利用者負担のめやす

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービスの
仕組み

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

介護保険(介護給付・予防給付)の支給限度額

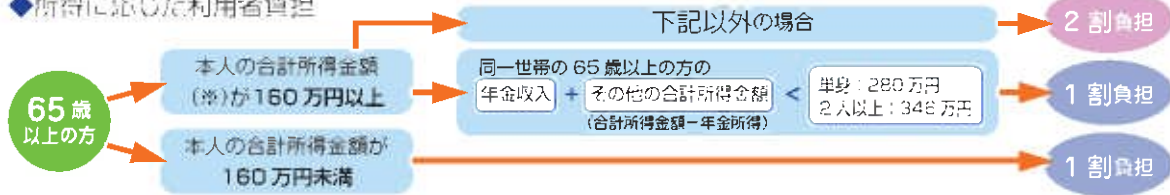
在宅サービスについては、要介護状態区分別に保険から給付される上限額（支給限度額）の範囲内でケアプランを作成し、サービスを利用された場合に、サービス費用の9割または8割が保険給付されます。

要介護状態区分	支給限度額のめやす
要支援1	50,030円
要支援2	104,730円
要介護1	166,920円
要介護2	196,160円
要介護3	269,310円
要介護4	308,060円
要介護5	360,650円

利用者負担は、サービス費用の1割または2割となります

一定以上の所得のある65歳以上の方が、介護サービスを利用したときは、利用者負担が2割になります。（64歳以下の方の利用者負担は1割です。）

◆所得に応じた利用者負担



※合計所得金額：年金収入や給与収入、事業収入などから公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した額

●介護保険負担割合証が発行されます

要支援、要介護の認定を受けている方全員に、ご自身の負担割合(1割または2割)が記載された「介護保険負担割合証」が毎年7月頃届きます。新規で認定を受けられた方には、随時認定結果が判り次第送付します。

■利用者負担の例(1割負担のかたの場合)

在宅サービスを利用した場合

通所介護(デイサービス)・通所リハビリテーション(デイケア)を利用した場合

サービス費用の1割 + 日常生活費 + 食費

短期入所(ショートステイ)を利用した場合

サービス費用の1割 + 日常生活費 + 食費 + 滞在費



施設サービスを利用した場合

施設サービス費用の1割と日常生活費・食費・居住費は利用者負担になります。

サービス費用の1割 + 日常生活費 + 食費 + 居住費



利用者負担が高額になったとき

高額介護サービス費

利用者が同じ月内に受けたサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合算額）が、下表の上限額を超えた場合、申請によりその超えた額が「高額介護サービス費」として支給されます。

このような費用は対象になりません。

- ※居住費（滞在費）・食費・日常生活費など
- ※支給限度額を超える利用者負担額
- ※福祉用具購入費の利用者負担分
- ※住宅改修費の利用者負担分

平成29年8月から所得区分一般に該当する方の利用者負担上限額が変更になります。

◆利用者負担の上限（1か月）

平成29年7月31日まで

所得区分	上限額
○現役並み所得者（※1）	44,400円
○一般	37,200円
○住民税非課税世帯	24,600円
①合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ②高齢福祉年金受給者	15,000円（個人）
○生活保護受給者	15,000円（個人）

平成29年8月以降

所得区分	上限額
○現役並み所得者（※1）	44,400円
○一般	44,400円（※2）
○住民税非課税世帯	24,600円
①合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ②高齢福祉年金受給者	15,000円（個人）
○生活保護受給者	15,000円（個人）

（※1）同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、年収が単身世帯383万円以上、2人以上世帯520万円以上のかた。

（※2）ただし、個人の合計所得金額が160万円（年金収入のみの場合は280万円）未満で負担割合が1割の被保険者のみの世帯には3年間は負担上限額が37,200円×12か月＝446,400円となる緩和措置があります。

申請が必要です 問い合わせ 高齢介護課 ☎38-2046

- ・対象者になると、高齢介護課から申請書をお送りします。（初回のみ）
- ・初回申請後は、高額になった利用月ごとに自動的に支給します。
- ・サービス利用月から6か月後に支給しています。

高額介護サービス費の支給額は、次の式で計算し、個人単位で支給されます。

$$\text{（利用者負担世帯合算額－世帯上限額）} \times \frac{\text{個人の利用者負担合算額}}{\text{利用者負担世帯合算額}}$$

※上記の表①、②のかたは、上記の計算の結果、「利用者負担合算額－高額介護サービス費額」が15,000円を超える場合に、個人の負担上限が15,000円になります。

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービスの
仕組み

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

高額医療・高額介護合算療養費制度

●同じ世帯で医療と介護の両方を受けているかたが対象です。

世帯内の同一の医療保険（職場の健康保険や国民健康保険、後期高齢者医療制度）の加入者のかたについて、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）に医療保険※と介護保険の両方の自己負担額の合計が高額の場合、下表の所得区分に応じて自己負担限度額を超えた額が支給されます。ただし、計算の結果、限度額を超えた額が500円以下の場合には支給がありません。

※70歳未満のかたの医療保険の自己負担額は、医療機関ごとに1か月21,000円以上のもののみを合算の対象とします。

申請が必要です

7月31日現在に加入している医療保険担当窓口への申請が必要となります。計算期間内に加入していた各保険者へお問い合わせください。又申請を行ってから支給を受けるまでには、一定の時間がかかります。

自己負担限度額【年額（8月～翌年7月）】

所得区分(総所得金額等)	70歳未満の人	所得区分	70歳以上
901万円超	212万円	現役並み所得者	67万円
600万円超～901万円以下	141万円	一般	56万円
210万円超～600万円以下	67万円	低所得者Ⅱ	31万円
210万円超	60万円	低所得者Ⅰ	19万円
住民税世帯非課税	34万円		

- ・現役並み所得者…同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、年収が単身世帯383万円以上、2人以上世帯520万円以上のかた
- ・低所得者Ⅱ…世帯全員が市民税非課税のかた
- ・低所得者Ⅰ…世帯全員が市民税非課税のかたで、住民税の課税対象者となる各種所得の金額がないかた（年金収入80万円以下等）

○70歳以上のかたで、低所得者Ⅰで介護サービス利用者が複数いる場合は、低所得者Ⅰの限度額により、医療保険分の支給額を計算した後、低所得者Ⅱの限度額により、介護保険分の支給額が計算されます。